

令和4年2月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男      2番 島津 益夫      3番 (欠番)  
4番 園田 恭子      5番 宿利 浩満  
6番 河野千代美 (副会長)      7番 安藤 慎八 (会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣      2番 長尾亀世美      3番 衛藤 榮一  
4番 梅木 隆富      5番 藤原 善和      6番 高浪 辰雄  
7番 高倉 利子      8番 飯田 久夫      9番 秋好 清広  
10番 帆足 智己      11番 衛藤 和敏      12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第5号 農地利用最適化推進委員の候補者について  
  
報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地  
とする届出について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(相続)  
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について  
報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄      主幹 (統括) 井野 俊夫  
主査 島津 智美      主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それではただ今より令和4年2月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。</p> <p>それでは、着席して進めさせていただきます。</p> <p>安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、6番副会長よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字山田字早水〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積2,232㎡のうち1,160㎡です。残りについては、農地法第5条で今月申請しています。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>番号2、大字古後字専道〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積3</p>

	<p>4 5 m<sup>2</sup>です。3 条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2 番委員です。</p> <p>以上、2 件です。</p>
議長	<p>それでは 担当委員の説明ですが、</p> <p>番号 1 を 6 番副会長、</p> <p>番号 2 を 2 番委員、お願いします。</p> <p>また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしく願います。</p>
農業委員	<p>番号 1 の調査結果を報告します。2 月 4 日、譲受人と、推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字山田字早水〇〇〇番、国道〇〇〇号線から入って、〇〇〇登山口の近くです。面積合計は 2, 2 3 2 m<sup>2</sup>のうち 1, 1 6 0 m<sup>2</sup>、登記簿及び現況は田です。今月 5 条許可申請を行っている部分の残りの部分で、稲作をします。内容は譲渡人の要望により、売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は 4 0 a 以上あり、通作距離は 5 0 0 m 程度で耕作に問題はありません。経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、田植え機、コンバイン等があり、農業従事者は本人、父、息子がおり、問題ありません。以上、報告を終わります。</p>
農業委員	<p>番号 2 の調査結果を報告します。2 月 4 日、譲受人と、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は大字古後字専道〇〇〇〇番〇、面積は 3 4 5 m<sup>2</sup>です。現在は野菜を作っている状況で、近くの人が管理しています。場所は、県道〇〇号から〇〇集落方向に 2 0 0 m ほど入ったところに位置しています。兼業農家の譲受人が取得し、野菜を作付する計画です。権利の内容は売買による所有権の移転です。譲受人の耕作面積は 4 0 a 以上あり、通作距離は家の目の前です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具はトラクター等があり、農業従事者は本人含め 3 人います。取得後の耕作に問題ありません。以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>

議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり、賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	(挙手)
議長	<p>全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字山田字早水〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積2,232㎡のうち1,072㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地としての転用です。農地の区分は、農用地区内の農用地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>番号2、大字山田字上市〇〇〇〇番〇で、登記簿地目は田、面積1,690㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、露天資材置場用地としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>番号3、大字山田字上市〇〇〇〇番〇の679㎡のうち90㎡、〇〇〇〇番〇の453㎡のうち43.2㎡です。登記簿地目は畑及び田、合計面積133.20㎡です。5条の使用貸借権の設定で、貸付人は、〇〇の〇〇〇〇さん。借受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、住宅敷地拡張用地としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上、3件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を番号1から3を6番副会長、お願いします。</p>

<p>農業委員</p>	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。2月4日、譲受人と推進委員、事務局と現地を確認しました。先ほどの3条の残りです。土地の所在は、大字山田字早水〇〇〇〇番、登記簿及び現況は田で、面積2,232㎡のうち1,072㎡です。転用目的は、農業用施設用地としての転用です。精米所、農機具倉庫等を計画しています。もみ殻庫は室内になるので、飛び散ることは抑えられます。令和4年3月20日から着工し、完了は7月31日の予定です。土地は畦の高さまでかさ上げし、排水は地下に這わせませす。土砂の流出、崩壊、その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはありません。周りの同意書の添付もあります。秋には稼働する予定です。以上、報告を終わります。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号2の調査結果を報告します。2月4日、譲受人の〇〇〇〇の担当者と、推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字山田字上市〇〇〇〇番〇、国道〇〇〇号線の〇〇〇にある〇〇〇〇の裏手になります。登記簿及び現況は田で、面積は1,690㎡です。転用目的は、事業拡張のため、資材置場としての転用です。周辺の農地からの同意書はもらっています。工事計画は令和4年4月1日から7月31日までとなっています。土地は現在の建物がある土地の高さまでかさ上げします。土砂の流出、崩壊、その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはありません。過去に農地法の違反はありません。以上、報告を終わります。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号3の調査結果を報告します。2月4日、借受人と、推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字山田字上市〇〇〇〇番〇外1筆、国道〇〇〇号線の〇〇〇、〇〇〇〇の裏手辺りになります。転用目的は宅地拡張です。〇〇〇〇番〇は、登記簿は畑ですが、679㎡のうち90㎡をカーポートに、〇〇〇〇番〇は、登記簿は田ですが、453㎡のうち43.2㎡を薪置場に転用しており、違反転用案件で、始末書の添付もあります。隣接農地の同意書もあります。土砂の流出、崩壊、その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはありません。過去に農地法の違反はありません。以上、報告を終わります。</p>
<p>推進委員</p>	<p>番号1についてですが、1筆2反くらいの田んぼですが、約半分は精米所等を建て、残り半分は今までどおり耕作します。下の田な</p>

	<p>どに影響はなく耕作できるということです。</p> <p>番号2についてですが、業務拡張によるため、ちょうど会社の裏に1反少し土地があり、所有者は〇〇〇〇の隣の人で、今までは近所の人に耕作を頼んでいたということですが、水管理がなかなかしづらいということでした。今回、〇〇〇〇から土地の活用の申し出があったということです。土地は埋めますが、下に田もないため、他の農地には影響はないようです。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
推進委員	<p>番号1についてです。今回の5条申請の面積と議案第1号の3条申請の面積が異なるのはなぜですか。</p>
事務局	<p>3条で申請した分は農地として管理していく部分で、5条申請は転用して農業用施設として利用していく部分で、1筆を2つに分けて申請をしてもらっています。3条分と5条分の面積を合わせて1筆分の面積になるように申請をして、農地1筆の所有権移転をするような形です。</p>
推進委員	<p>分けて申請するのはなぜか。</p>
事務局	<p>玖珠町農業委員会では、3条申請の際に、3年間は農地として耕作するよう約束していただいています。今回の場合、農地として1筆を所有権移転すると、3年間は転用申請せず、農地として使ってもらうこととなりますが、譲渡人の〇〇さんは息子さんが帰ってきて親子3世代で農業をされていて、事業の拡大を急がれているため、3条申請と5条申請とで分けさせてもらっています。</p>
農業委員	<p>そういう取り扱いは良いのか。</p>
事務局	<p>3年耕作は法的な制約ではなく、約束をいただいている形ですが、今までの3条申請者にはお願いしてきている部分です。それによって、農地として買ってすぐに転用しないように、農地を守るためにそのように扱っています。今回は農業用施設ということでしたが、例外的に農地を買ってすぐ転用するということを認めてしまうことは、他の申請との公平性が取れないことになるため、今回の申</p>

議長	<p>請のような形をとらせていただきました。</p> <p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第3号、非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字戸畑字魚返〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積122㎡です。申請人は〇〇の〇〇〇〇さん外1名で、非農地の事由は、申請地は平成4年頃には宅地の一部として利用しており、地目を変えていなかったためです。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>番号2、大字古後字杉山〇〇〇〇番外1筆、登記簿地目は田及び畑で、合計面積1,024㎡です。申請人は〇〇の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、申請地は耕作条件が悪く、平成4年頃には植林して利用しており、地目を変えていなかったためです。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号3、大字帆足字西〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は田、合計面積353㎡です。申請人は〇〇市の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、申請地は昭和59年3月1日に転用許可を受けたが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、7番会長です。</p> <p>以上、3件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を番号1を6番副会長、番号2を2番委員、お願いします。番号3を私が説明します。</p>
農業委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。2月4日、申請者と、</p>



	<p>推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字戸畑字魚返〇〇〇〇番〇、国道〇〇〇号線から〇〇〇〇学校の方向に500mくらいのところに位置しています。面積は122㎡で、登記簿地目は畑、現況は宅地です。30年以上宅地の敷地の一部として使用しており、地目を変えていませんでした。現在は庭になっておりました。20年以上経っていることの確認書類の、平成5年の航空写真と平成12年の課税明細書でわかり、今回非農地証明願いの申請となりました。申請者が現状のまま管理します。以上、報告を終わります。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号2の調査結果を報告します。2月4日、申請者の息子さんと推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字古後字杉山〇〇〇〇番外1筆、面積合計は1,024㎡です。場所は、県道〇〇号線、〇〇〇学校から〇〇方向に向かい、〇〇から左に入って1kmほど進んだところの右下に位置しております。登記簿地目は田・畑となっていますが、現況は山林です。車が入れる道もなく、水もないということで、耕作条件が悪く、30年以上前に植林をして現在に至っております。元の田畑に戻すには困難だと思われまます。今後は現状のまま管理をしていきます。以上です。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号3の調査結果を報告します。2月3日、申請者の代理人と、推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字帆足字西〇〇〇番〇外1筆、合計面積353㎡で、現況は宅地で、庭と駐車場で利用されています。〇公民館より数百mの位置にあります。昭和59年3月1日に許可を受けていましたが、地目を変えていなかったため、今回の申請に至ったようです。今後も現状のまま管理していく計画です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
<p>推進委員</p>	<p>番号1ですが、これは〇〇さんの宅地ですか。〇〇さんの名前そのままになっているのですか。〇〇さんの家より離れた所に、少しだけ土地があるのが気になったので。</p>
<p>事務局</p>	<p>〇〇〇〇さんと他1名の名義のままです。〇〇さんの家の前になります。〇〇さんも〇〇さんも、ここに〇〇さんの土地があること</p>

	<p>は知っているということです。いつから畑でなくなって宅地になったかはわからないということでした。平成5年の航空写真ではすでにコンクリートを張って庭の一部になっている状態がわかります。20年以上は経過しているということで非農地証明願いとということになりました。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご採決をいたします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号については、原案どおり決定します。次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、3年未満が 2件で、7, 214㎡、3年～5年が 6件で、16, 137㎡、10年以上が13件で、38, 339㎡、以上、合計21件で、合計面積が61, 690㎡です。</p> <p>なお、番号9から番号17については、農地中間管理機構が保有して、ネギを作付する農家に今後貸付ける予定です。</p> <p>8ページの番号1については農地利用集積計画一括方式となっており、番号1については、借り手は〇〇の〇〇〇〇〇さんです。権利の内容は貸借権の設定で、10年間の契約となっております。担当地区の農地利用最適化推進委員に写真で事前に確認して頂いており、問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
農業委員	<p>これは、また、農地中間管理機構から同じことが出るのですか。</p>
事務局	<p>番号9から17については、土地の地権者から農地中間管理機構が借りますということで、今後、農地利用配分計画で農地中間管理</p>

	<p>機構から新たな作り手に貸すということになります。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。 次に、議案第5号、農地利用最適化推進委員の候補者について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地利用最適化推進委員の候補者についてです。 農地利用最適化推進委員については、農業委員会に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっております。承認については、新体制の農業委員会が行うこととなっており、本日は農地利用最適化推進委員の候補者として別紙の12名を承認いただき、4月1日に開催予定の玖珠町農業委員会臨時総会で正式に承認をいただくこととなります。 候補者については、お配りした議案第5号をご覧ください。定数12名に対し、公募により推薦を受けた候補者が12名です。12地区から1名ずつの推薦となっております。 以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地</p>

	<p>とする届出が2件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が5件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約が4件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第4号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が3件報告されています。報告のありました団体につきましては、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
	(省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会2月定例総会を閉会します。